

議案第38号

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和５６年小松島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号を次のように改める。

（１） 感染性疾患と認められる者

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。